

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	地頭方地区 ( 地頭方・落居・笠名・堀野新田・新庄・遠渡 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市南部に位置する当地区は、昭和40年代後半に農地基盤整備事業が施工され、田から畑地や樹園地への転換が図られた。また、畑地帯総合整備事業により水利の整備なども行われている。  
 しかしながら、事業区域外においては小区画・不整形の農地も多く、農地の荒廃化が進行し、現在、地域全体で荒廃農地が多く見られ、農地の集積・集約に向けた取組みが困難な状況となっている。また、地区内には将来の担い手となりうる認定農業者等の人材も少ないため、地区外からの入り作や市内外の法人による耕作を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。  
 畑地については、大根、ネギ、甘藷、芽キャベツの栽培が盛んなことから、市場出荷、ふるさと納税、6次産業化など、販路の拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。  
 各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p><b>(1)農用地の集積、集約化の方針</b></p> <p>地区内の担い手農家と地区外から既に入り作している担い手農業者とともに、地区農地全体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行う。また、中間管理機構を通じての更なる貸借の推進、法人による大面積での一括管理なども検討する。地区内の農業経営体が少ないため、地区外からの入り作や市内外の大規模法人による耕作を検討する。</p>
<p><b>(2)農地中間管理機構の活用方針</b></p> <p>経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。</p>
<p><b>(3)基盤整備事業への取組方針</b></p> <p>台地上の茶園においては、生産効率の向上を図るため、農地の集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。同様に畑地についても、大区画化や老朽化した既存の用排水路等の更新を含め、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化を検討していく。また、茶に限らず、過去に基盤整備を実施している農用地についても現行の農業経営に対応した再整備等も検討しながら、複合経営にも対応できる農用地の整備を進めていく。</p>
<p><b>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</b></p> <p>地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から法人も含めた意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。家族経営も多く、また限界がある。農業法人等の受け入れも含め、計画的な事業継承が必要であり、担い手の育成に向けて、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。</p>
<p><b>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</b></p> <p>作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

**【選択した上記の取組方針】**

**①【鳥獣被害防止対策】**

近年、鳥獣被害が増加しており、電気柵等による自主防衛や地元猟友会と協力し、有害鳥獣の駆除について計画的に実施していく。

**⑦【保全・管理等】**

優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用して農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識の高める。